

令和元年度
財政援助団体等監査報告書

〔財政援助団体〕
あきる野商工会

〔所管課〕
環境経済部商工振興課

あきる野市監査委員



あ 監 発 第 3 7 号
令 和 2 年 1 月 2 3 日

あきる野市長 村 木 英 幸 殿

あきる野市監査委員 増 崎 俊 宏

令和元年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、通知願います。

第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の種別

財政援助団体等監査

第3 監査の対象

財政援助団体：あきる野商工会

所 管 課：環境経済部商工振興課

第4 監査の範囲

平成30年度に執行されたあきる野市商工会事業補助金（創業・就労・事業承継支援事業）に関する対象団体における出納その他の事務及び所管課における平成30年度の当該補助金に関する事務

第5 監査の期間

令和元年11月12日から令和2年1月22日まで

（監査委員による説明聴取日 令和元年12月26日）

第6 監査の方法

財政援助団体及び所管課に関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

1 財政援助団体

- （1）事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- （2）補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- （3）事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。
- （4）出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保

存は適切か。

- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

2 所管課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第7 提出を求めた資料

1 財政援助団体

- (1) 登記簿の写し
- (2) 定款
- (3) 運営規約
- (4) 会計処理規程
- (5) 給与規程
- (6) 旅費規程
- (7) 服務規程
- (8) 組織図
- (9) 補助金に係る預金通帳の写し

(10) 就労・創業支援事業費支出元帳

(11) 令和元年度通常総代会議案書

2 所管課

(1) 交付申請（申請書・事業内訳書・事業計画・予算書）の写し

(2) 交付決定（決裁文書・交付決定通知書・書類等審査・予算見積書）の写し

(3) 実績報告（実績報告書・事業の成果・結果報告・決算書）の写し

(4) 交付確定（決裁文書・確定通知書）の写し

(5) 創業支援事業計画の認定申請（決裁）の写し

(6) 創業支援事業計画に係る認定書の写し

(7) 創業・就労・事業承継支援事業関係備品一覧

(8) 定例会の議事録（令和元年12月）の写し

第8 財政援助団体の概要

1 組織の目的

あきる野商工会定款（以下「定款」という。）第1条において、「本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。

2 事業概要

定款第8条において、次の通り規定している。

(1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。

(2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。

(4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。

(5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。

(6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

(7) 前払式証票の発行業務を行うこと。

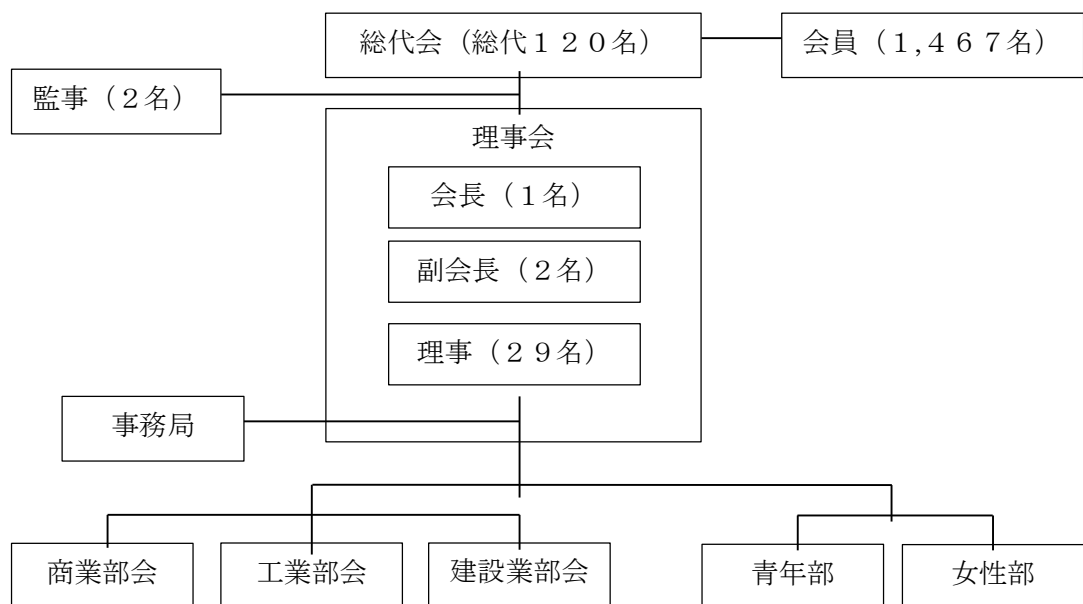
(8) 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。

(9) 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。

(10) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。

- (11) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (12) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (13) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (14) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (15) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (16) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (17) ポイントカード事業を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

3 組織図（平成31年3月末現在）



4 事務局職員の人数（平成31年3月末現在）

事務局長1人、経営指導員5人、業務支援員1人、記帳相談員1人、一般職員3人、合計11人

第9 財政援助の状況

1 補助金の概要

(1) 補助金の交付目的

あきる野市創業支援事業計画に基づき、市内創業希望者に対して事業計画策定、金融・財務に関する総合的なサポートを行うと共に、既存事業者のスムーズな事業承継へのアドバイスを実施する。また、就労希望者に対しても適切な情報提供を行うことで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 交付の根拠

あきる野市補助金等交付規則（平成7年規則第29号）

あきる野市商工会事業補助金交付要綱(平成14年通達第14号)

2 平成30年度財政援助の状況

別表1のとおり

第10 事業実績の推移

別表2のとおり

第11 監査の結果

あきる野市からあきる野商工会に対して交付された補助金について、あきる野商工会における同補助金に関する出納その他の事務及び所管課における同補助金に関する事務について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部事務の改善及び検討等を要望する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 補助金等交付申請書における予算書について

支出の部のテナント費用における共益費について、平成29年度に坪当たり3,000円に変更されたが、変更前の3,200円で予算計上されていた。

補助金の交付及び事業の執行に直接影響を及ぼすものではないが、前年度の事業の実績を踏まえた予算計上に努められたい。

また、所管課においては、あきる野市補助金等交付規則第6条第1項に基づく審査等を適正に実施するよう努められたい。(あきる野商工会・所管課)

2 補助事業実績報告書における決算書について

決算書について、支出元帳と照合を行ったところ、支出累計額は一致していたが、不用額に500,000円の差異が見られた。

この差異は、あきる野商工会において当該事業の商工会負担金を補正予算で減額したためとのことである。当該事業の会計処理は、商工会全体の会計システムの一部になっており、システムから出力された当該事業の支出元帳には反映されていたが、決算書には未反映であった。

当該補正予算については、定例の会議において確認したとのことであったが、決算書は実績報告書に必要な収支計算書であることから、明確に記載されたい。

また、所管課においては、あきる野市補助金等交付規則第16条に基づく審査等を適正に実施するよう努められたい。(あきる野商工会・所管課)

3 事務処理について

当該事業は、あきる野市商工会事業補助金交付要綱において、地域総合振興事業の総合振興事業のひとつとして位置づけられているとのことであるが、要領等においても詳細が定められていない。

平成28年度の事業開始以来、試行錯誤しながら事業を展開し、流動的な要素も多かったと思われるが、補助金交付申請書における取組計画書、実績報告書における結果報告、所管課で作成する事務報告書等を比較すると、項立ての表記に統一性がないなど、事務を進める上で非効率と思われる部分が散見された。

定例会議で必ず確認すべき収支の状況や報告事項等を明確にするなど、より一層の事務の効率化を図るため、検討課題とされたい。

(あきる野商工会・所管課)

4 今後について

当該事業の開始から、3年間で創業件数が30件という成果を始め、着実に実績を積み上げていることは、あきる野商工会及び所管課の努力を評価するものである。

また、今まで事業を進めてきた中で把握された課題やその対応策、今後における改善点や展望なども検討され、情報共有もなされている。

今後も引き続き連携を図りながら、あきる野商工会の専門性を生かしたスピード感のある事業展開と、所管課の事務処理におけるチェック機能や指導性等、それぞれの役割を明確にした、より効率的な事業執行によって、更なる成果を期待するものである。(あきる野商工会・所管課)

平成30年度財政援助の状況

項目		年月日または金額 (円)
(1) 補助金の交付申請に関する事項		
ア	交付申請日	平成30年6月28日
イ	交付申請額	14,300,000
ウ	補助事業の財源内訳	
	自己財源	700,000
	市補助金	14,300,000
	合計	15,000,000
エ	補助金の算出基礎	
	施設維持費	4,200,000
	相談・支援事業	7,875,000
	事務費	2,925,000
	合計	15,000,000
(2) 補助金の交付決定に関する事項		
ア	交付決定日	平成30年7月2日
イ	交付決定額	14,300,000
ウ	公布日	平成30年7月11日
(3) 補助金の実績報告に関する事項		
ア	実績報告日	平成31年4月15日
イ	実績報告額	14,329,517
ウ	補助事業の財源内訳	
	自己財源	29,517
	市補助金	14,300,000
	合計	14,329,517
エ	補助金の算出基礎	
	施設維持費	4,017,239
	相談・支援事業	8,058,163
	事務費	2,254,115
	合計	14,329,517
(4) 補助金交付額の確定に関する事項		
ア	交付額確定日	令和元年5月27日
イ	交付確定額	14,300,000

事業実績の推移

事業内訳		平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談実績	創業相談 (件)	95	144	191
	就労相談 (件)	79	43	30
	事業承継相談 (件)	1	6	9
	スモールオフィス相談 (件)	7	25	34
	チャレンジショップ相談 (件)	17	43	49
	その他 (件)	90	213	255
	合計	289	474	568
就労相談	開催 (回)	8	12	12
	案内 (件)	23	9	3
創業実績 (人)		4	10	16
創業塾開催	開催 (回)	5	5	5
	参加者 (人)	18	12	17
チャレンジショップ	利用 (件)		7	22
スモールオフィス	利用 (件)		3	29
ミニセミナー	開催 (回)		11	12
	参加者 (人)		50	51
図書館セミナー	開催 (回)			1
	参加者 (人)			13
事業承継セミナー	開催 (回)			1
	参加者 (人)			33
事業承継アンケート調査 (件)			94	

※ 平成28年度は、10月から事業を開始した。